



福岡県医発第245号(地)

平成24年 4月18日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

平成24年度診療報酬改定に係る告示、通知の送付について(DPC関連)
(3月28日付け、29日付け、30日付け)

平成24年4月1日施行の診療報酬点数表等の改正に係る省令、告示、通知につきましては、平成24年3月10日付け福岡県医発第2880号(地)等により、順次ご連絡申し上げているところであります。

今般、28日、29日及び30日付けで、DPC制度への参加等の続き、DPC対象病院におけるデータ提出加算の取扱いに係る通知及び包括評価の対象外(出来高)となる患者に係る告示、通知が発出された旨別紙のとおり日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保6)

平成24年4月10日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



平成24年度診療報酬改定に係る告示、通知の送付について（DPC関連）
（3月28日付け、29日付け、30日付け）

平成24年4月1日施行の診療報酬点数表等の改正に係る省令、告示、通知につきましては、3月6日付け日医発第1114号（保253）等により、順次、ご連絡申し上げているところであります。

今般、28日、29日及び30日付けで、DPC制度への参加等の手続き、DPC対象病院におけるデータ提出加算の取扱いに係る通知及び包括評価の対象外（出来高）となる患者に係る告示、通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

<添付資料>

[平成24年3月28日付け]

1. DPC制度への参加等の手続きについて
(保医発 0328 第1号 厚生労働省保険局医療課長)

[平成24年3月29日付け]

1. DPC対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて
(保医発 0329 第1号 厚生労働省保険局医療課長)

[平成24年3月30日付け]

1. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
(厚生労働省告示第293号)
2. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について
(保医発 0330 第1号 厚生労働省保険局医療課長)



保 医 発 0 3 2 8 第 1 号

平成 2 4 年 3 月 2 8 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長

D P C 制度への参加等の手続きについて

標記について、D P C 制度への参加等に必要な手続きを別表のとおり定め、平成24年4月1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

第1 DPC対象病院

1 DPC対象病院の基準について

(1) DPC対象病院とは、係数告示別表第一から第三の病院の欄に掲げる病院とする。

(2) DPC対象病院とは、以下の基準を満たす病院とする。

① 急性期入院医療を提供する病院として、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）に掲げるA100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105専門病院入院基本料について、7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていること

② 医科点数表に掲げるA207診療録管理体制加算に係る届出を行っていること

③ 標準レセプト電算処理マスターに対応したデータの提出を含め厚生労働省が毎年実施する「DPC導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む。）」に適切に参加できること

④ 上記③の調査において、適切なデータを提出し、かつ、調査期間1か月あたりの（データ／病床）比が0.875以上であること

「（データ／病床）比」とは、調査期間中に退院した対象患者（ただし、算定告示本文第1項第1号から第5号に該当するものを除く。）の数を、当該病院の算定告示別表17に定める診断群分類点数表（以下単に「診断群分類点数表」という。）に基づく診療報酬の算定対象となる病棟の病床数で除した数である。

(3) DPC対象病院は、「適切なコーディングに関する委員会」を設置し、年2回以上、当該委員会を開催しなければならないものとする。

「適切なコーディングに関する委員会」とは、標準的な診断及び治療方法について院内で周知を徹底し、適切なコーディング（適切な診断を含めた診断群分類の決定をいう。）を行う体制を確保することを目的として設置するものとし、コーディングに関する責任者の他に少なくとも診療部門に所属する医師、薬剤部門に所属する薬剤師及び診療録情報を管理する部門又は診療報酬の請求事務を統括する部門に所属する診療記録管理者を構成員とする委員会のことをいう。

なお、病院内の他の委員会において、目的及び構成員等が適切なコーディングに関する委員会の要件を満たしている場合には、当該委員会を適切なコーディングに関する委員会と見なすことができる。ただし、当該委員会の設置規定等に適切なコーディングに関する事項を明記し、適切なコーディングに関するテーマについて、年2回以上、委員会を開催しなければならない。

2 DPC制度への参加について

(1) DPC制度への参加とは、当該医療機関名が係数告示別表第一から第三の病院の欄に掲載されることをいう。

(2) DPC制度への参加時期・参加要件について

① DPC制度への参加時期は、診療報酬改定時とする。

② DPC制度に参加できる病院は、DPC制度に参加することを希望している病院であって、DPC制度への参加の届出を行う時点において、1の(2)に定めるDPC対象病院

の基準をすべて満たしている病院とする。なお、1の(2)の④については、診療報酬改定に使用する当該病院のデータ（当該病院がDPC制度に参加する前々年度の10月から前年度の9月までのデータ）により、厚生労働省保険局医療課において判断する。

(3) DPC制度への参加の届出について

DPC準備病院であって、DPC制度に参加を希望する病院は、直近に予定している診療報酬改定の5か月前の初日までに、別紙1「DPC制度への参加に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとする。

3 DPC制度からの退出について

(1) DPC制度からの退出日と診療報酬の取扱い

① 退出日について

DPC制度からの退出日とは、全ての入院患者について、医科点数表により算定を行うこととなる日をいう。

② 診療報酬の取扱い

DPC制度から退出する場合は、退出日の前々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。

(例) 4月1日退出の場合

ア 1月31日以前に入院した患者は、3月31日までは診断群分類点数表にて算定し、4月1日以降は医科点数表にて算定

イ 2月1日以降新たに入院した患者は、2月1日より医科点数表にて算定

(2) 退出の手続き

① 通常の場合

DPC制度から退出する意向がある病院（特定機能病院は除く。）は、直近に予定している診療報酬改定の5か月前の初日までに、別紙3「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとし、当該届出を行った病院は、当該診療報酬改定の時期に合わせてDPC制度から退出するものとする。（診療報酬改定の前々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）

なお、当該届出の内容は、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

② DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合

1の(2)の①又は②の基準を満たさなくなった病院（特定機能病院は除く。）は、別添2「DPC対象病院の基準に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとし、3か月間の猶予期間を設け、基準を満たさなくなった日から起算して3か月を超えてもなお基準を満たせない場合には、3か月を超えた月の3か月後の初日にDPC制度から退出するものとする。（3か月の猶予期間を超えた翌月初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）この場合、当該病院は速やかに別紙3「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

1の(2)の④の基準については、当該病院における各年10月から翌年9月までのデー

タにより、厚生労働省保険局医療課において判断し、基準を満たしていない病院に対して結果を通知するものとする。

なお、当該基準を満たしていない病院（特定機能病院は除く。）は、判定後の翌年4月1日にDPC制度から退出するものとする。（判定後の翌年2月1日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）

ただし、平成22年10月1日から平成23年9月30日までのデータ／病床比の基準を満たしていない病院にあっては、原則として平成24年4月1日から平成24年9月30日までのデータにより、厚生労働省保険局医療課において判断し、当該基準を満たしていない病院は、平成25年4月1日にDPC制度から退出するものとする。（平成25年2月1日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）

この場合、当該病院は速やかに、別紙3「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

③ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合

特別の理由により、上記①②の手続きによらず緊急にDPC対象病院から退出する必要がある病院（特定機能病院は除く。）は、別紙4「DPC制度からの退出に係る届出書（特別の理由がある場合）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

当該届出が行われた場合は、退出の可否について中央社会保険医療協議会において審査・決定することとし、退出が認められた場合には、認められた月の4か月後の初日にDPC対象病院から退出するものとする。（退出が認められた月の翌々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。）また、決定内容については当該病院に対し通知することとする。

なお、審査後の決定案については、予め当該病院に通知するものとし、通知した決定案に不服がある病院は、1回に限り別紙5に定める不服意見書を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、退出の可否を決定するものとする。

また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

（特別な理由の例）

- 医師の予期せぬ退職等により、急性期入院医療を提供することが困難となった場合
- 当該病院の地域での役割が変化し、慢性期医療を提供する病院となった場合
- 「DPC導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む。）」に適切に参加できなくなった場合

④ 保険医療機関を廃止する場合

保険医療機関を廃止することにより、DPC制度から退出する場合は、保険医療機関廃止届等と合わせて、別紙6「保険医療機関廃止に伴うDPC制度からの退出届」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

（3）退出する場合の患者への周知について

DPC制度から退出する病院においては、当該病院が算定告示により費用を請求しなくなる旨を退出決定後速やかに院内に掲示するとともに、入院患者及び関係者に対して、診療報

酬の算定方法等について十分に説明すること。

- (4) 退出した病院の「D P C導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む。）」への参加について

① 通常の場合

診療報酬改定の時期に合わせてD P C制度から退出した病院は、次回診療報酬改定までの間、「D P C導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む。）」に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105専門病院入院基本料を算定している場合に限る。

なお、別紙3「D P C制度からの退出に係る届出書」と合わせて、別紙7「D P C準備病院届出書」及び別紙8「D P C準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、D P C準備病院となることができる。

② D P C対象病院の基準を満たさなくなった場合

第1の1の（2）に定めるD P C対象病院の基準のうち、①、②及び④を満たさないことによりD P C制度から退出した病院は、次々回診療報酬改定までの間、「D P C導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む。）」に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105専門病院入院基本料を算定している場合に限る。

なお、別紙3「D P C制度からの退出に係る届出書」と合わせて、別紙7「D P C準備病院届出書」及び別紙8「D P C準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、D P C準備病院となることができる。

③ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合

特別の理由により緊急に退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、「D P C導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む。）」に適切に参加しなければならないものとする。

第2 D P C準備病院

1 D P C準備病院の基準について

- (1) D P C準備病院とは、D P C制度に参加することを希望している病院であって、以下の基準を満たす病院をいう。

- ① 急性期入院医療を提供する病院として、医科点数表に掲げるA100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105専門病院入院基本料について、7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていること、又は当該基準を満たすべく計画を策定していること
- ② 医科点数表に掲げるA207診療録管理体制加算に係る届出を行っていること、又はそれと同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定していること
- ③ 標準レセプト電算処理マスターに対応したデータの提出を含め厚生労働省が毎年実施する「D P C導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む。）」に適切に参加できること

- ④ 「適切なコーディングに関する委員会」を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること

「適切なコーディングに関する委員会」とは、標準的な診断及び治療方法について院内で周知を徹底し、適切なコーディング（適切な診断や国際疾病分類に基づく適切な病名分類等の決定をいう。）を行う体制を確保することを目的として設置するものとし、コーディングに関する責任者の他に少なくとも診療部門に所属する医師、薬剤部門に所属する薬剤師及び診療録情報を管理する部門又は診療報酬の請求事務を統括する部門に所属する診療記録管理者を構成員とする委員会のことをいう。

なお、病院内の他の委員会において、目的及び構成員等が適切なコーディングに関する委員会の要件を満たしている場合には、当該委員会を適切なコーディングに関する委員会と見なすことができる。ただし、当該委員会の設置規定等に適切なコーディングに関する事項を明記し、適切なコーディングに関するテーマについて、年2回以上、委員会を開催しなければならない。

- (2) DPC準備病院となることを希望する病院は、別紙7「DPC準備病院届出書」及び別紙8「DPC準備病院届出書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

なお、募集期間等は、中央社会保険医療協議会の了承を得た上で、厚生労働省ホームページにおいて周知を行うものとする。

2 DPC準備病院の辞退について

DPC準備病院を辞退する場合は、別紙9「DPC準備病院辞退届」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

第3 その他

1 患者への周知等

- (1) DPC対象病院においては、当該病院が算定告示により費用を算定する旨を院内に掲示するとともに、入院患者及び関係者に対して、診療報酬の算定方法等について十分に説明すること。

また、入院患者等に対して入院診療計画を説明する際には診断群分類区分の名称などを説明することが望ましい。

- (2) 包括範囲内の診療行為がわかる明細書の交付については、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（平成24年3月5日保発0305第2号）により取り扱うこと。

2 名称の変更

係数告示に定める病院の名称が変更となる場合には、遅くとも2か月前までに、別紙10「DPC対象病院名称変更届」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(別紙1)

D P C 制度への参加に係る届出書

参加基準（該当する項目の□をチェックすること。）

- ☐ 7 対 1 入院基本料又は10対 1 入院基本料に係る届出を行っている。^(※1)
- ☐ A207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
- ☐ 「D P C 導入の影響評価に関する調査（特別調査を含む。）」に適切に参加できる。
- ☐ 調査期間 1 か月当たりの（データ／病床）比が0. 8 7 5 以上となる見込みである。

当院は、上記基準のすべてを満たしているので、届出を行います。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所
及び名称

開設者名

印

厚生労働省保険局医療課長 殿

事 項	担 当 者 1	担 当 者 2
保険医療機関名		
所 属 部 署		
役 職		
氏 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
E - m a i l		

(注意事項)

※1 7対1入院基本料、10対1入院基本料とは、A100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及びA105専門病院入院基本料の7対1入院基本料、10対1入院基本料をいう。

(別紙2)

D P C対象病院の基準に係る届出書

1. D P C対象病院の基準（基準を満たさなくなった項目の□をチェックすること。）

- ☐ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料

☐ A207診療録管理体制加算

☐ 「D P C導入の影響評価に関する調査（特別調査を含む。）」に適切に参加できる。

2. 上記基準を満たすための計画^(※1)

D P C対象病院の基準を満たすための計画は、別添資料のとおりです。

3. D P C対象病院の基準を満たす期限^(※2)

平成 年 月 日

上記のとおり届出を行います。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所
及び名称

開設者名

印

厚生労働省保険局医療課長 殿

(注意事項)

- ※1 D P C対象病院の基準を満たすための計画について詳細に記述した資料を添付すること。
- ※2 D P C対象病院の基準を満たす期限は、本届出日の3か月後の初日を記載すること。
- ※3 D P C対象病院の基準を満たす期限までに基準を満たせない場合は、期限が到来した月の3か月後の初日にD P C制度から退出するものとする。（期限が到来した月の翌月初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）

(別紙3)

D P C 制度からの退出に係る届出書

(退出理由)

当院は、上記理由により、D P C 制度から退出します。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所
及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名

所属部署

電話番号

E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(注意事項)

- ※ 1 本退出届を直前に予定している診療報酬改定の5か月前の初日までに提出した病院は、当該診療報酬改定の時期に合わせてDPC制度から退出する。(診療報酬改定の時期に合わせた退出とは、診療報酬改定の前々月初日に退出することをいう。)
- ※ 2 DPC対象病院の基準について猶予期間(3か月)を超えてもなお基準を満たせない病院は、猶予期間終了後速やかに本退出届を提出することとし、当該病院は3か月の猶予期間を超えた月の3か月後の初日にDPC制度から退出する。(3か月の猶予期間を超えた翌月初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。)
- ※ 3 通常の場合によりDPC制度から退出した病院(診療報酬改定の時期に合わせてDPC制度から退出した病院)は、次回診療報酬改定までの間、「DPC導入の影響評価に係る調査(特別調査を含む。)」に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又はA105専門病院入院基本料を算定している場合に限る。
- ※ 4 DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合によりDPC制度から退出した病院(第1の1の(2)に定めるDPC対象病院の基準のうち、①、②及び④を満たさないことによりDPC制度から退出した病院に限る。)は、次々回診療報酬改定までの間、「DPC導入の影響評価に係る調査(特別調査を含む。)」に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又はA105専門病院入院基本料を算定している場合に限る。
- ※ 5 本退出届は、中央社会保険医療協議会に報告を行うものであること。

(別紙 4)

D P C 制度からの退出に係る届出書

(特別な理由がある場合)

当院は、D P C 制度からの退出を申請します。
退出の理由については、添付資料のとおりです。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所
及び名称

開設者名 印

(連絡先) 担当者名
所属部署
電話番号
E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(注意事項)

- ※ 1 本申請書には、退出することが必要な理由について詳細に記述した資料を添付すること。
- ※ 2 退出の可否については中央社会保険医療協議会において審査・決定することとし、退出が認められた場合には、認められた月の翌々月初日に D P C 制度から退出するものとする。
- ※ 3 審査後の決定案については、予め当該病院に通知することとし、通知した決定案に不服がある病院は、1 回に限り別紙 5 に定める不服意見書を提出することができる。
- ※ 4 特別の理由により緊急に D P C 制度から退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について「D P C 導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む。）」に適切に参加すること。
- ※ 5 審査の内容については必要に応じ、中央社会保険医療協議会に報告を行うものであること。

(別紙 5)

不服意見書

(通知された決定案)

(決定案に対する意見)

当院は、上記理由により、通知された決定案に対する意見を提出します。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所
及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名

所属部署

電話番号

E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(別紙6)

保険医療機関廃止に伴うD P C制度からの退出届

当院は、平成 年 月 日付で廃止するため、D P C制度から退出します。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所
及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名

所属部署

電話番号

E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(別紙 7)

D P C 準備病院届出書

基準（該当する項目にチェックをすること。）

- ☐ 7 対 1 入院基本料又は10対 1 入院基本料に係る届出を行っている。^(※1)
- ☐ 現在、7 対 1 入院基本料又は10対 1 入院基本料に係る届出を行っていないが、当該基準を満たすべく計画を策定している。^(※2)
- ☐ A207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
- ☐ A207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが、それと同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している。^(※2)
- ☐ 「D P C 導入の影響評価に関する調査（特別調査を含む。）」に適切に参加できる。
- ☐ 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年 2 回以上、当該委員会を開催すること。

当院は、上記基準のすべてを満たしているので、届出を行います。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所
及び名称

開設者名

印

厚生労働省保険局医療課長 殿

事 項	担 当 者 1	担 当 者 2
保険医療機関名		
所 属 部 署		
役 職		
氏 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
E - m a i l		

(注意事項)

- ※ 1 7 対 1 入院基本料、10 対 1 入院基本料とは、A100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び A105 専門病院入院基本料の 7 対 1 入院基本料、10 対 1 入院基本料をいう。
- ※ 2 現在、7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料に係る届出を行っていないが当該基準を満たすべく計画を策定している病院、又は A207 診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している病院は、別紙 6「DPC 準備病院届出書（別紙）」に必要事項を記載し、本届出書に添付すること。
- ※ 3 DPC 準備病院の募集期間等については、中央社会保険医療協議会の了承を得た上で、厚生労働省ホームページにおいて周知を行うため、留意すること。

(別紙 8)

D P C 準備病院届出書 (別紙)

保険医療機関名：

所在地住所：

1. 7 対 1 入院基本料又は10対 1 入院基本料を算定していない場合、当該基準を満たすための計画を記載すること。

7 対 1 又は10対 1 入院基本料の届出予定日	平成 年 月 日

2. A207診療録管理体制加算を算定していない場合、同等の診療録管理体制の具体的な内容及び当該基準を満たすための計画を記載すること。

A207 診療録管理体制加算の届出予定日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ※ 1 計画の期限を含めて計画を策定すること。
- ※ 2 計画等が変更になった場合には、速やかにその内容を申し出ること。
- ※ 3 7 対 1 又は10対 1 入院基本料の届出を行っており、かつ、A207診療録管理体制加算の届出を行っている場合は、本別紙の提出は不要。

(別紙 9)

D P C 準備病院辞退届

(辞退理由)

- ☐ データ作成のための人員が確保できなかったため。
- ☐ データ作成のためのシステムの構築が困難だったため。
- ☐ D P C 制度への参加を予定しなくなったため。
- ☐ その他 ()

当院は、上記理由により、D P C 準備病院を辞退します。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所
及び名称

開設者名 印

(連絡先) 担当者名
所属部署
電話番号
E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(別紙10)

D P C 対象病院名変更届

新保険医療機関名	
旧保険医療機関名	
変更予定年月日	
所在地住所	
電話番号	
F A X 番号	
移転の有無	0. 無 1. 有
病床数変更の有無	0. 無 1. 有
保険医療機関番号変更の有無	0. 無 1. 有

当院は、上記のとおり、D P C 対象病院の名称を変更します。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所
及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名

所属部署

電話番号

E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長

D P C 対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成24年2月22日に提出すべき、平成24年1月分のD P Cデータの提出に遅延が認められたため、平成24年4月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
なめがた地域総合病院 （茨城県行方市井上藤井98-8）	平成24年4月1日から 平成24年4月30日まで
医療法人社団筑波記念会 筑波記念病院 （茨城県つくば市大字要1187-299）	
財団法人ライフ・エクステンション研究所付属 永寿総合病院 （東京都台東区東上野2-23-16）	
山中温泉医療センター （石川県加賀市山中温泉上野町ル15-1）	
国立大学法人信州大学医学部附属病院 （長野県松本市旭3-1-1）	
菊川市立総合病院 （静岡県菊川市東横地1632）	

病 院 名	適 用 期 間
社会医療法人名古屋記念財団 名古屋記念病院 (愛知県名古屋市天白区平針4-305)	平成24年4月1日から 平成24年4月30日まで
医療法人輝栄会 福岡輝栄会病院 (福岡県福岡市東区千早5-11-5)	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会大牟田病院 (福岡県大牟田市田隅810)	
大分記念病院 (大分県大分市羽屋9組の5)	
聖陵岩里病院 (大分県日田市大字高瀬字銭淵16-18)	
長崎市立市民病院 (長崎県長崎市新地町6-39)	
中央病院 (鹿児島県鹿児島市泉町6-7)	
社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院 (鹿児島県薩摩川内市原田町2-46)	

○厚生労働省告示第二百九十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

一次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一「医科診療報酬点数表」に規定する検査、画像診断、処置又は手術を受ける患者

イ D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）（注8に規定する心腔内超音波検査を実施する場合に限る。）

□E0033 動脈造影カテーテル法（イの注又はロの注に規定する血流予備能測定検査を実施する場合に限る。）

E101-2 ポジトロン断層撮影 3 ¹⁵N 標識アンモニア剤を用いた場合（二連の検査につ

二 J039 血漿 交換療法（一日につき）（川崎病の患者に係るものに限る。）
K047-3 超音波骨折治療法（一連につき）（四肢の骨折（開放骨折及び粉碎骨折を除く。）ホ

に係るものであつて、観血的手術が行われた後に実施するものに限る。）
K056-2 難治性感染性偽関節手術（創外固定器によるもの）

ト K05912 関節鏡下自家骨軟骨移植術
チ K09612 体外衝撃波疼痛治療術（一連につき）

リ	K136-2	腫瘍脊椎骨全摘術
ヌ	K510-3	気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術

ル K548 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
成用力カテーテルによるもの

2 エキシマレーザー血管形

ヲ	K 6 6 4-2	経皮経食道胃管挿入術 (PTEG)
ワ	K 6 8 2-4	超音波内視鏡下瘻孔形成術 (腹腔内膿瘍に対するもの)

力	K 7 0 2 1 2	腹腔鏡下脘体尾部腫瘍切除術
ヨ	K 7 2 1 1 4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術

タ	K 7 2 9 1 2	多発性小腸閉鎖症手術
レ	K 7 3 5 1 4	下部消化管ステント留置術

ソ	K74212	腹腔鏡下直腸脱手術
ツ	K80312	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術

ネ K80913 腹腔鏡下膀胱内手術
ナ K82315 人工尿道括約筋植込・置換術

ラ K84313 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術(尿管、腫瘍、膀胱腫瘍、後腹膜腫瘍、後腹膜リンパ節腫瘍(精巣がんから転移したものに限る))又は骨盤リッパ節腫瘍(尿管が)から云

移したものに限る。に係るものに限る。)

△ K 8 6 3 — 3 子宮鏡下子宮内膜焼灼術 （七六）

ウ	K91012	内視鏡の胎盤吻合血管レーザー焼灼術
キ	K93914	内視鏡手術用支援機器加算

別表の薬剤の欄に掲げる薬剤（当該薬剤ごとに同表の診断群分類番号の欄に掲げる診断群分類番号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表17の診断群分類点数表に掲げる診断群分類番号をいう。以下同じ。）に係るものに限り）を投与される患者本則に次の別表を加える。

製 剤	診断群分類番号
1 エアタコザ、アルブア（活性型）（遺伝子組換え）（薬事法（昭和35年法律第45号）第14条第9項（同法第19条の2第5項において変更する場合を含む。以下同じ。）の規定による承認事項の一部変更の承認申請であつて、申請書に添附しなければならぬ資料に係る場合、当該申請に係る事項が医学振興上公知である場合における、当該申請書の添付を必要としない合理的理由がある場合に於いて、申請書を省略して行うこととが適当と認められるものとして厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成22年10月25日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	130110x1xxxx0x 130110x1xxxx3x
2 ポリエチレングリコール処埋人免疫グロブリン（当該薬剤の添附文書（薬事法第52条の規定により医薬品に添附する文書をいう。以下同じ。））において記載された効能又は効果（平成23年9月26日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）	010130xxx01x0x 010130xxx97x0x 010130xxx99x0x 010130xxx99x3x 070470xxx01x2x 070470xxx02x0x 070470xxx02x2x 070470xxx03x0x 070470xxx03x2x 070470xxx97x2x 070470xxx99x0x 070470xxx99x1x 070470xxx99x2x 080140xxxxxx0x
3 ユスネキヌマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	

4	エリブリンナトリウム塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xx01x3xx
		090010xx02x3xx
		090010xx97x30x
		090010xx97x31x
5	ボリノスタット（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xx99x30x
		090010xx99x31x
		130030xx99x30x
		130030xx99x31x
6	ゴリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	070470xx99x4xx
		050090xx97x0xx
		050090xx99x0xx
		050090xx99x1xx
7	ダブトマイシン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	080011xx970x0x
		080011xx971xxx
		080011xx99xxxx
		180010xx0xx0xx
8	テリパチド（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	180010x1xxxx0xx
		070370xx99xxxx
		130030xx97x2xx
		130030xx99x2xx
9	ベンダムスチン塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130030xx99x30x
		130030xx99x31x
		130060xx97x30x
		130060xx99x3xx
10	アザチジン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130110xx0xx0xx
		130110x1xxxx0xx
		130110xx99x30x
		130110xx99x31x
11	ロミゾスチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060035xx99x30x
		060035xx99x31x
		060035xx99x32x
		060035xx99x33x
12	A型ボツリヌス毒素製剤（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成22年10月27日に「薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に」について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060035xx99x34x
		060035xx99x35x
		060035xx99x36x
		060035xx99x37x

13	トラスツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成23年3月10日に「薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に」について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060020xx01x3xx
		060020xx02x3xx
		060020xx03x3xx
		060020xx04x3xx
14	エルトロニウム塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成23年7月1日に「薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に」について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060020xx97x2xx
		060020xx97x3xx
		060020xx99x30x
		060020xx99x31x
15	ボルトゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成23年9月16日に「薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に」について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx0104xx
		06007xxx0114xx
		06007xxx97x3xx
		06007xxx97x40x
16	カルボプラチン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成23年11月25日に「薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に」について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx99x40x
		130040xx97x5xx
		130040xx99x50x
		130040xx99x51x
17	オクトロチド肝酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成23年11月25日に「薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に」について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	090010xx01x5xx
		090010xx99x5xx
		060035xx0103xx
		060035xx0113xx

18	ペンスマスア (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成 23 年 9 月 26 日に、薬事法第 14 条第 9 項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	090010xx99x4xx 090010xx01x4xx 090010xx02x4xx 090010xx99x40x 06007xxx99x40x 06007xxx99x3xx 06007xxx97x41x 06007xxx97x40x 06007xxx97x3xx 06007xxx0114xx
19	フイソゴリセド塩酸塩 (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。)	010090xxxxxx0xx
20	テラブレビル (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。)	060295xxx97x1xx 060295xxx99x1xx 010230xxx97x00x 010230xxx97x01x 010230xxx97x2xx 010230xxx99x00x 010230xxx99x01x 010230xxx99x10x 010230xxx99x11x 010230xxx99x20x 010230xxx99x21x
21	ホスフエニトインナトリウム水和物 (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。)	070370xxx97xxxx 070370xxx99xxxx
22	テリパチド酢酸塩 (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。)	070370xxx99xxxx
23	カナキマスト (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。)	090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x
24	フルベントラント (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。)	

090010xx97x31x
090010xx99x30x
090010xx99x31x

○農林水産省告示第八百五十五号

漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号) 第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁港の名称	漁港の種類	所在地	選定された漁港管理者	変更年月日
宿野部漁港	第一種漁港	青森県むつ市	むつ市	平成二十四年四月一日
瀬辺地漁港	第一種漁港	青森県東津軽郡蓬田村	蓬田村	平成二十四年四月一日
矢越漁港	第一種漁港	青森県下北郡佐井村	佐井村	平成二十四年四月一日

○農林水産省告示第八百五十六号

漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号) 第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁港の名称	漁港の種類	所在地	選定された漁港管理者	変更年月日
汀間漁港	第一種漁港	沖縄県名護市	名護市	平成二十四年三月三十一日

○農林水産省告示第八百五十七号

漁業法 (昭和二十四年法律第百六十七号) 第五十八条第一項の規定に基づき、中型及び、まず流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

操業区域	操業期間	船舶の総トン数別の区分	隻数
日本国政府とソヴェエト社会主義共和国連邦政府との間の西国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接する二百海里水域	平成二十四年五月一日から同年七月三十一日まで	次に掲げる船舶 一 旧トン数適用船舶であつて三〇トン以上二〇〇トン未満のもの 二 旧トン数適用船舶以外の船舶であつて三〇トン以上二〇〇トン未満のもの	四九

備考 旧トン数適用船舶とは、昭和五十七年七月十七日以前に建造され、又は建造に着手された船舶 (同月十八日以降に船舶のトン数の測定に関する法律 (昭和五十五年法律第四十号) 附則第三条第一項の特定修繕が行われた船舶を除く。) をいう。

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年三月三十日から同年四月二十日まで

備考

一 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年五月一日から平成二十五年三月十九日までとする。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法
第 1 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

本日、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第 1 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成 24 年厚生労働省告示第 140 号）が改正されたところであるが、D P C 制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

告示 番号	薬 剤 名	銘 柄 (参考)	適 応 症		診断群分類番号
				ICD-10 (参考)	
1	エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組換え)	注射用ノボセブン 1.2mg (2.2ml)、4.8ml (8.5ml) ノボセブンHI 静注用 1mg (1ml)、2mg (2ml)、5mg (5ml)	GP IIb/IIIa及び/又はHLAに 対する抗体を保有し、血小板 輸血不応状態が過去又は現在 見られるグラントマン血小板 無力症患者の出血傾向の抑制	D691	130110 出血性疾患 130110x0xxx0xx 130110x1xxx0xx 130110x0xxx3xx
2	ポリエチレングリコール 処理人免疫グロブリン	献血ヴェノグロブリンH5%静注 0.5g (10ml)、1g (20ml) 2.5g (50ml)、5g (100ml)	全身型重症筋無力症 (ステロ イド剤又はステロイド剤以外 の免疫抑制剤が十分に奏効し ない場合に限る)	G700	010130 重症筋無力症、その他の神経筋 障害 010130xx01x0xx 010130xx97x0xx 010130xx99x0xx 010130xx99x3xx
3	ウステキヌマブ (遺伝子組換え)	ステラール皮下注45mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節 症性乾癬	L405, M070\$, M071\$, M072\$, M073\$, M090\$	070470 関節リウマチ 070470xx01x2xx 070470xx02x0xx 070470xx02x2xx 070470xx03x0xx 070470xx03x2xx 070470xx97x0xx 070470xx97x2xx 070470xx99x0xx 070470xx99x1xx 070470xx99x2xx
			既存治療で効果不十分な尋常 性乾癬	L400,	080140 炎症性角化症 080140xxxxx0xx
4	エリブリンメシル酸塩	ハラヴェン静注 1mg	手術不能又は再発乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
5	ボリノスタット	ゾリンザカプセル100mg	皮膚T細胞性リンパ腫	C840, C841	130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x30x 130030xx99x31x
6	ゴリムマブ (遺伝子組換え)	シンボニー皮下注 50mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節 リウマチ (関節の構造的損傷 の防止を含む)	M05\$, M060\$, M068\$, M069\$	070470 関節リウマチ 070470xx99x4xx
7	ダブトマイシン	キュビシン静注用 350mg	[適応菌種] ダブトマイシンに感性的メテ シリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA)	133\$ L03\$, L08\$	050090 心内膜炎 050090xx97x0xx 050090xx99x0xx 050090xx99x1xx
			[適応症] 敗血症、感染性心内膜炎、深 在性皮膚感染症、外傷・熱傷 及び手術創等の二次感染、び らん・潰瘍の二次感染	A410	080011 急性膿皮症 080011xx970x0x 080011xx971xxx 080011xx99xxx
8	テリパラチド (遺伝子組換え)	フォルテオ皮下注キット 600µg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$	180010 敗血症 180010x0xxx0xx 180010x1xxx0xx
9	ベンダムステン塩酸塩	トレアキシ点滴静注用 100mg	再発又は難治性の下記疾患 ・低悪性度B細胞性非ホジキ ンリンパ腫 ・マントル細胞リンパ腫	C82\$, C830, C831, C832, C838, C851	070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx99xxx
10	アザシチジン	ビダーザ注射用 100mg	骨髄異形成症候群	D46\$	130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx97x2xx 130030xx99x2xx 130030xx99x30x 130030xx99x31x
					130060 骨髄異形成症候群 130060xx97x30x 130060xx99x3xx

告示 番号	薬 剤 名		適 応 症		診断群分類番号
		銘 柄 (参考)		ICD-10 (参考)	
11	ロミブロステム (遺伝子組換え)	ロミプレート皮下注 250 μ g調製用	慢性突発性血小板減少性紫斑病	D693	130110 出血性疾患 (その他) 130110x0xx0xx 130110x1xx0xx
12	A型ボツリヌス毒素製剤	ボトックス注用 50単位、100単位	上肢痙縮 下肢痙縮	(特定出来ない)	全ての診断群分類番号
13	トラスツズマブ (遺伝子組換え)	ハーセプチン注射用60、注射用150	HER2過剰発現が確認された治療切除不能な進行・再発の胃癌	C16\$	060020 胃の悪性腫瘍 060020xx01x3xx 060020xx02x3xx 060020xx03x3xx 060020xx04x3xx 060020xx97x2xx 060020xx97x3xx 060020xx99x2xx 060020xx99x30x 060020xx99x31x
14	エルロチニブ塩酸塩	タルセバ錠	治療切除不能な肺癌	C25\$	06007x 肺臓、肺臓の腫瘍 06007xx0104xx 06007xx0114xx 06007xx97x3xx 06007xx97x40x 06007xx99x3xx 06007xx99x40x
15	ボルテゾミブ	ベルケイド注射用 3mg	未治療の多発性骨髄腫	C900	130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx97x5xx 130040xx99x50x 130040xx99x51x
16	カルボプラチン	パラプラチン注射液 50mg パラプラチン注射液 150mg パラプラチン注射液 450mg パラプラチン150mg 注射用	乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x5xx 090010xx99x5xx
17	オクトレオチド酢酸塩	サンドスタチンLAR筋注用10mg サンドスタチンLAR筋注用20mg サンドスタチンLAR筋注用30mg	消化管神経内分泌腫瘍	C269 C254, D137	060035 大腸 (上行結腸からS状結腸) の悪性腫瘍 060035xx0103xx 060035xx0113xx 060035xx97x2xx 060035xx97x30x 060035xx97x31x 060035xx99x2xx 060035xx99x30x 060035xx99x31x 06007x 肺臓、肺臓の腫瘍 06007xx0104xx 06007xx0114xx 06007xx97x3xx 06007xx97x40x 06007xx97x41x 06007xx99x3xx 06007xx99x40x 06007xx99x41x
18	ベバシズマブ (遺伝子組換え)	アバステン点滴静注用	手術不能又は再発乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x4xx 090010xx02x4xx 090010xx99x4xx
19	フィンゴリモド塩酸塩	イムセラカプセル 0.5mg ジレニアカプセル 0.5mg	多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制	G35	010090 多発性硬化症 010090xxxx0xx
20	テラプレビル	テラビック錠 250mg	セログループ1 (ジェノタイプI (1a) 又はII (1b) のC型慢性肝炎における次のいずれかのウイルス血症の改善 (1) 血中HCV RNA量が高値の未治療患者 (2) インターフェロン製剤単独療法、又はリバビリン併用療法で無効又は再燃となった患者	B182	060295 慢性C型肝炎 060295xx97x1xx 060295xx99x1xx

告示 番号	薬 剤 名	適 応 症		診断群分類番号
		銘 柄 (参考)	ICD-10 (参考)	
21	ホスフェニトインナトリウム水和物	ホストイン静注 750mg	①てんかん重積状態 ②脳外科手術又は意識障害(頭部外傷等)時のてんかん発作の発現抑制 ③フェニトインを経口投与しているてんかん患者における一時的な代替療法	G40\$, G41\$ 010230 てんかん 010230xx97x00x 010230xx97x01x 010230xx97x2xx 010230xx99x0xx 010230xx99x01x 010230xx99x10x 010230xx99x11x 010230xx99x20x 010230xx99x21x
22	テリバラチド酢酸塩	テリボン皮下注用 56.5μg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$ 070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx97xxxx 070370xx99xxxx
23	カナキヌマブ (遺伝子組換え)	イラリス皮下注用 150mg	以下のクリオピリン関連周期性症候群 ・家族性寒冷自己炎症症候群 ・マッケル・ウエルズ症候群 ・新生児期発症多発臓器系炎症性疾患	Q998 全ての診断群分類番号
24	フルベストラント	フェソロデックス筋注 250mg	閉経後乳癌	C50\$ 090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x